

財務省行政事業レビュー（公開プロセス）会議録

日 時：令和3年6月7日（月）9:30～12:00

場 所：財務省4階第1会議室

対 象 事 業：公務員宿舍建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む）

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資

外部有識者：尾花 真理子（弁護士：モリソン・フォースター法律事務所）

梶川 融（公認会計士：太陽有限責任監査法人代表社員会長）

河村 小百合（株式会社日本総合研究所調査部主席研究員）

末松 弥奈子（株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長）

中山 隆夫（弁護士：今川橋法律事務所）

持永 勇一（公認会計士：EY新日本有限責任監査法人シニアパートナー）

山田 真哉（芸能文化税理士法人 会長）

（敬称略、五十音順）

午前9時30分 開会

○田中審議官 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから財務省行政事業レビュー公開プロセスを開催いたします。皆様方には御多用のところ御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます大臣官房審議官の田中と申します。会計課を担当しておりまして、財務省行政事業レビュー推進チームの統括責任者代理を務めさせていただいております。先月、5月の中旬に着任いたしました。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、開催に当たりまして、伊藤財務副大臣から御挨拶申し上げます。

○伊藤財務副大臣 皆様おはようございます。今日は財務省行政事業レビュー公開プロセスの開催に当たりまして、大変早朝からありがとうございます。

本レビューは、各府省が自ら所管事業の執行状況を公表させていただくとともに、外部有識者の先生方から客観的に事業の点検を行っていただき、その結果を概算要求や執行の改善に反映させることを目的としております。

本日の公開プロセスでは、さきの外部有識者会合において選定されました2事業、公務

員宿舍建設等に必要な経費及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資を御議論いただきます。いずれも国民の皆様にとって大変関心の高い分野であると存じますので、予算の使途や執行方法の改善等につきまして忌憚のない御意見を頂戴できればと幸いと存じます。

私ども財務省としましては、本日先生方に点検をいただきました結果を十分に踏まえまして、行政の無駄の削減や質の高い行政の実現等を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○田中審議官 副大臣、ありがとうございます。

続きまして、本日の外部有識者の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

まず、モリソン・フォースター法律事務所弁護士の尾花眞理子様でございます。

太陽有限責任監査法人代表社員会長の梶川融様でございます。なお、梶川様には本日のとりまとめ役をお願いしております。

株式会社日本総合研究所調査部主席研究員の河村小百合様でございます。

株式会社ジャパントイムズ代表取締役会長兼社長の末松弥奈子様でございます。

今川橋法律事務所弁護士の中山隆夫様でございます。なお、中山様には、1つ目の事業でございます公務員宿舍建設等に必要な経費の点検に御参加いただくこととしております。

芸能文化税理士法人会長の山田真哉様でございます。

以上、6名の有識者の方でございます。よろしく願いいたします。

本日の公開プロセスの対象事業といたしましては、先ほど副大臣から御紹介いただきました公務員宿舍建設等に必要な経費と独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資の2事業を取り上げることとしております。

ここで、本日の公開プロセスの流れにつきまして、簡単に御説明させていただきます。まず、各事業につきまして事業概要を担当課から御説明いたします。引き続き、私からそれぞれの事業の論点を御紹介いたします。その後、皆様で質疑、議論を行っていただくこととしたいと思います。質疑、議論はおおむね40分程度を予定しております。議論の流れによりましては若干の延長・短縮もあり得ますので、御承知おきください。

なお、質疑、議論の終了予定時刻の10分前を目安といたしまして、私からコメントシートの御記入をお願いいたしますので、御協力よろしく願いいたします。外部有識者の皆様には、対象事業に関する評価結果といたしまして、コメントシートに記載しております4つの選択肢、「廃止」「事業全体の抜本的な改善」「事業内容の一部改善」「現状通

り」、この4つの選択肢からいずれか1つをお選びいただきたいと思います。また、併せてコメント欄にその評価結果をお選びいただいた理由ですとか根拠、また、それぞれの事業の課題や問題点、改善の手法、事業見直しの方向性について、極力具体的に御記入をいただきますようお願いいたします。

なお、そのコメントシートでございますが、御記入いただきましたら事務局のほうで集めさせていただきますして、今日とりまとめ役をお願いしております梶川様から、評価結果、それから主なコメントを御紹介いただくということで、その上で、とりまとめコメントの案を発表していただきます。このとりまとめコメントの案につきまして、外部有識者の皆様に評価結果と案の御意見をまた頂戴いたしたいと思います。その上で、梶川様におかれまして、その御意見を踏まえまして必要がございましたら修正をし、最終的な評価結果ととりまとめコメントを御発表いただきたいと思います。

その際、評価結果でございますけれども、基本的には最も票数が選択肢、4つの選択肢の中から票数の多いものを基本とすることといたしまして、票数が分散した場合には、さらに御議論いただきまして、1つの合意というか、結論をいただきますようお願いいたします。

以上が一連の流れとなっております。注意点でございますけれども、コメントシートのコメントにつきましては、公開プロセスの結果と併せまして後日財務省ホームページにて公表させていただきたいと思います。また、本日の議事録につきましても別途公表をさせていただきたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、1つ目の事業でございます公務員宿舎建設等に必要な経費から始めさせていただきます。まず担当課、理財局の国有財産調整課から御説明させていただきます。

○西方国有財産調整課長 おはようございます。理財局国有財産調整課長の西方でございます。今日はよろしくお願いいたします。

私のほうからは第1の議題の公務員宿舎建設等に必要な経費について、配布資料に沿って御説明いたします。時間が限られておりますので、少し駆け足になりますけれども、お許してください。

まず1ページ目、レビューシートでございます。上から6段目、事業の目的というところがございますけれども、本事業の目的は国家公務員宿舎法第1条に規定されておりますとおり、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑

な運営に資することを目的としております。表題では「建設等」となっておりますけれども、平成28年度以降、一切、合同宿舎の建設をしておりません。したがって宿舎の改修、建設ではなく改修が実質的な事業内容となっております。

少し飛びまして、6ページ、7ページ目でございます。こちらに支払先上位10者リストが書いてございます。入札者数を御覧いただきますと、ほぼ全て複数者入札となっております。まして、競争性が確保されております。

続きまして8ページ、こちらに合同宿舎の長寿命化や改修コストの軽減に向けて取り組んでおり、実際に不具合が起こる前に計画的に改修をすることで、トータルコストが低くなるように長期的な計画を立てて改修工事を実施することとしております。

続きまして9ページにまいります。こちらでは宿舎の大規模改修に先立ちまして、建物の健全性等について調査を行った上で、さらに加えて20年長く使うために改修することとしております。

続きまして、公務員宿舎の現状などについて、駆け足でございますが御説明させていただきます。

次に10ページにまいります。まず公務員宿舎でございますけれども、全ての省庁の職員が住める合同宿舎が約7万戸ございます。加えて省庁別宿舎、例えば基地の近くに住まなくてはならない自衛隊の方々の宿舎などがございますが、これが約9万戸ありまして、合わせて全部で16.3万戸ございます。

11ページにまいります。平成23年に国家公務員宿舎の削減計画というものがつくられまして、当時21.8万戸ありました宿舎を5.6万戸、およそ全体の25%超を削減しました。宿舎跡地の売却などにより捻出されました約3,000億円の財源の多くが東日本大震災の復興財源に充てられております。

続きまして12ページ、削減計画の作成の際に宿舎への入居が認められる職員として、下の段の表にありますとおり、この5類型に当たる職員に限り、宿舎に入ることができますよというルールが決められました。上の段にまいりますと、逆に2つ目の「○」でございますけれども、福利厚生目的での使用は行わないというふうにされましたし、3つ目の「○」にありますとおり、新規採用職員、これについては人材確保の観点だけでは、宿舎に新人というだけでは入れることができませんということにされました。ですので、この5類型に該当しない公務員は宿舎に入れない仕組みとなっております。

次のページ、14ページにまいります。赤いグラフが示しますとおり、築40年を経過した

建物が約1万6,000戸弱ございます。また、右隣の黄色の棒グラフも高くなっておりまして、今後ますます老朽化が進んでいくと見込まれます。他方で、一番右側、空欄になっております。これが示しますとおり、羽田空港で働く職員のために羽田空港近くに造った勝島町住宅というのがありますが、これが最近10年の中で1個だけ全国でつくった、1個の例外でございますが、これを除いては最近10年間、全国で建設を凍結しております。

15ページにまいります。こちらでは昭和45年築ぐらいの宿舎と平成10年前後の宿舎、比較的新しいものと古いものについて比較して、一般に設置されている設備を示しております。両方ともエアコン、あるいはウォシュレット、こういうものは両方とも装備されておられませんので、基本的に自分で買って自分でつけるという仕組みになっております。

次のページ、16ページにまいりますと、昭和45年築の比較的古い宿舎の間取りと写真をつけてございます。写真は3DKの約56平米、30歳から40歳前後の係長・課長補佐クラスの世帯が入居する宿舎でございます。まず①でございますが、居室は、部屋は和室で、コンセントは1部屋1カ所2口しかございません。窓に雨戸をはめる枠がそもそもございませんので、夏は虫が入ってまいります。エアコンは入居者が自腹で買って設置する仕組みとなっています。次に②、台所でございますが、入居者が給湯器を設置しないとお湯が出ません。また、ガスコンロも入居者が自腹で買って設置する必要がございます。④、浴室でございますが、バランス釜といいまして、カチカチと回して火を起こしてお湯を出します。バランス釜があるため浴槽が小さく、足を伸ばして入浴することはできません。⑤、洗面所でございますが、入居者が給湯器を設置しないとお湯が出ない形となっております。また、化粧台や洗濯機置き場もございません。

続きまして、18ページ、19ページにまいります。令和元年6月に国有財産分科会におきまして、公務員宿舎につきまして地域ごとの需給のミスマッチ、それから住宅規格のミスマッチ、世帯用と独身用、独身用は足りていないということでございます。それから老朽化への対応、この3つの主立った指摘がございまして、ただいま対応を検討しております。

20ページにまいりますと、具体的な地域ごとの需給のミスマッチの中で、特に不足が著しい23区の状況を示しております。23区以外の通勤が可能な神奈川県川崎市、あるいは千葉県松戸市などの地域の宿舎も加えた場合であっても、それぞれ2段ずつのうちの下段が示しておりますとおり、特に独身用が全体で約2,000戸、東京23区内で不足しておりますし、全体的で約4,000戸不足しているとざっくり見積もっております。

続きまして23ページに飛びます。中央省庁のBCP宿舎でございます。首都直下型地震

が起きたときに約3時間以内で歩いて中央省庁に集合すべき職員向けの宿舎でございます。中央省庁から6キロ圏内の宿舎を指定いたしました。が、いまだ不足している状況でございます。

続きまして、24ページにまいりますと、本年4月末より今後の公務員宿舎等に関する課題につきまして有識者会議を立ち上げまして、未来像研究会という研究会で有識者の皆さんと、ここに記載された課題について勉強しているところとしております。

最後、25ページは政策評価の関連が書いてございまして、26ページにはロジックモデルを記載しております。

駆け足でございましたが、以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○田中審議官 西方課長、ありがとうございます。

続きまして、論点を御紹介させていただきます。次のページ、27ページになりますけれども、論点として3点ほど提示させていただきたいと思っております。論点1「長寿命化等によるトータルコストの軽減を図るため、中長期的な計画に基づいて、宿舎の改修等工事が実施されているか。また、様々なニーズや社会情勢の変化等を踏まえ、改修の方向性について、どう考えているか」。論点2「宿舎の改修工事に係る費用について、コスト削減に向けた取組が行われているか」。論点3「公務員に求められる役割等を踏まえ、必要な宿舎が確保されているか」。論点は以上でございます。

それでは、質疑、議論に入らせていただきたいと思います。コメントシートの記入時間と合わせまして40分程度とさせていただきたいと思います。

御質問、あるいは御意見等ございましたら、どなた様からでも結構ですので、お願いいたします。

○河村委員 御説明ありがとうございます。公務員宿舎の状況、平成23年度の計画があつてということ、大分減らされてということ、それは私たちも本当によく承知しているところで、当時は当時の考え方もありましたし、財政事情が厳しい折で財源面でも一定の貢献ができたことなんじゃないかなとは思いますが、今日の御説明を伺っていると本当に足りなくなっているんだということが分かりまして、特に20ページでお示くださった不足数の数を見て、正直言って愕然といたしました。こんなに足りなくなっているのかということですね。あと、それからBCPのほうもありますし。私からは、数の問題に少し絞って最初に幾つかお尋ねをさせていただければというふうに思うんですが、20ページのところの表で拝見すると、どの年代が一番大変かというのはなかなか

か言いにくいところも、なかなか決めつけがたいところはあると思いますけど、特に独身の方が足りない。すごく素朴な質問で恐縮なんですけれども、2,000戸足りないという事は、この方々というのは、例えばお若い方ですね、例えば20代、30歳になる前のお若い方とか、皆さん、どのようにしてお住まいになっていらっしゃるのか。賃貸なのか。その場合に、すみません、私はあまり公務員のこと、勤務環境がよく分からないのでお尋ねしますが、民間企業だとお給料と一緒に住宅の手当を出すかどうかというのは、それは企業によっていろいろ考え方、出さないところもあるし、出すところもある。出すところも、例えば最初の10年だけとかいろいろ、通勤できる1時間半以内に実家とかがないとか、いろんな条件をみんな作っているとは思いますが、そういうのもあったりするんですが、公務員の方というのはこれで、宿舎に入れなかった場合というのは家賃補給みたいなものがあるんじゃないでしょうか。それから、独身とか単身赴任、これは皆さん、主として新卒採用で入ってこられる方というのが中心なんじゃないでしょうか。その辺をまずお教えいただければと思います。

○西方国有財産調整課長 まず独身、あるいは不足している部分について、若い人がどうしているかということなんですけど、これは個別のケースがいろいろあるとは思いますが、全体的に我々が把握している限りでは、若い職員の民間の住宅を借りるケースがじりじりと割合が増えているという状況がございます。

それから、住宅手当があるかという御質問をいただきましたが、こちらについては人事院が決めておまして、今のところのルールですとマックスで2万8,000円が住宅手当の上限として決められております。都内の民間でワンルームとかを借りると大体8万ぐらいかかることが多いかもしれないので、そういう意味では若手の職員が低い給料の中で少し持ち出しがあるかなという感じはいたします。

それから、単身・独身者がどういうタイプかというところがございますが、これもいろいろなケースがございますけれども、霞が関のパターンで言いますと、中央省庁は中央省庁の人間だけで成り立っているわけではございませんでして、地方の支分局の若い優秀な方に東京の霞が関の本庁に来てもらいまして働いているケースというのは非常に多うございまして、財務省なんかですと過半数、あるいはほかの省庁でもかなりの程度を占めておまして、そういう地方から出てくる若い人がこの中の数字にも入っているということが言えると思います。あと、最近共稼ぎの方が増えていますので、全体的に単身赴任をされる方、家族そろって、例えば国家公務員は転勤も多うございますけれども、単身として地

方あるいは東京に出てくるケースも増えているというふうに聞いております。

○河村委員 家賃補給の額を伺って、いろんな受け止め方があるとは思いますが、私個人的にはお若い方、国家公務員、試験に受かってなられて本省に入られて、それでお給料の水準というのは最初、初任給というのは大体分かりますから、民間だってそんな高くない、公務員ももちろんそうですよね。それで2万8,000円しかないということで賃貸というのは、ちょっと大変じゃないかなと。昨今、すごく公務員離れとか、志願者も減っているとか、これは勤務環境の問題もあって、それは河野大臣とかが一生懸命取り組んでいらっしゃると思うんですけども、すごくお若い方、早期離職とかということも問題になっている中で、こういうことというのはやっぱり配慮していろいろ考えていかなきゃいけないんじゃないかなという気がいたします。

あと、もう一つ、地方の支分局から出ていらっしゃる方が多いということで、今、課長が財務省だと半分ぐらいというふうに御説明くださって、えっという感じなんですね。私なんかは全然そんなことは認識できていなかったとか、霞が関は霞が関の本省の方だけで働いていらっしゃるのかなみたいに勝手に思い込んでいたようなところがあって、ちょっとびっくりなんですけど、財務省は国税庁がおりになって、全国に税務署がおりになったりとか、財務局がおりになったりとかするので、財務省は地方の方というのが多いという感じなんですか。その辺がもう少し詳しく分かればお教えいただければ、差し支えない範囲でお教えいただければと思いますが。

○西方国有財産調整課長 手元にあります財務省のデータなんですけれども、財務省は先ほど御指摘いただきましたとおり、本省、それから各地方にあります財務局、税関、国税庁の職員全体を含めると約7万2,000人、全国でおります。このうち霞が関の本庁で勤務しているものは約1,800人でございます。この1,800人のうち、私も聞いて驚いたんですが、7割程度が地方の支分局からの出向者と。それから、そのうちのいうよりは、全体の2割が地方から来ている30歳未満の若い職員であるというふうに認識しております。

それから、他省庁の例は、限られた例しかあれでございますけれども、私どもが聞いた範囲では、例えば農水省でございますけれども、農水省なんかの場合は約2万人、全国で職員がいるうち、霞が関の勤務人数が大体5,200人というふうに聞いておまして、このうちの約4割が地方支分局から、地方から来ている職員だというふうに聞いておりますし、これは各省庁ごとによって違います、とある省庁ですと、ちょっと名前は出せませんが、地方からの出向者がやはり7割以上、あるいは別の役所でも5割、地方から来ているとい

うふうに聞いておりました、こういう地方から来てくださっている優秀な若い職員に対しても我々はきちんと、できる限り宿舍を配分するなどして、住宅環境に配慮したいというふうに考えております。

○河村委員 今の数字を伺っていて愕然というか、本当にびっくりしたんですけど、そんなにたくさん地方からいらしてくださっていると。そうすると、さっきの20ページのマイナスの2,000とかという数字がまた全然違って見えるんですね。新卒でお入りになった方だけということじゃなくて、地方で採用されて、お若いうちに本省のほうに異動でいらしている方も入っているわけで、そうやっていらしていただく方にまで、そんなに持ち出しまでして住むところもというのはちょっとどうかかと。やはりそれは、いろいろ財政事情が厳しい折だとは思いますが、考える必要があるかなと思います。

あと、もう1個だけ、BCPの関係のところでお尋ねいたします。23ページのところで御説明くださったんですけど、不足している状況ということなんですが、大体どれぐらいの戸数なのかということが、本当に腰だめのでも結構なんですが、お教えいただければというのと、あと、不足していてどうなるかということなんですが、さっきの例の普通に考えたときの職員の方、いろいろな年代別に不足しているという場合には結局個人が、ある意味負担をしなきゃいけない部分が結構あるということですね、持ち出しにならなきゃいけない部分が結構あると。このBCPについては、不足している状況で役所として皆さんどうなさっているのか。金融機関とかだと似たような考え方で、公務員と違うとは思いますが、決済とかいろいろ担っていますからということでこういう要員がいると、さすがにそんな勤務先に近いところにばかりみんな住んでいるわけでもないの、近くのところに、週末はビジネスホテルの安いところを会社で借りて、そこに1日いてもらうとか、そんなことをしているところもあつたりもしますが、そういうようなことをやっていらっしゃるのかどうか、それとも宿舍がないからBCPの要員の方も必ずしも、例えば土・日とかにも必要な人数がこの圏内にいらっしゃるとは限らない状況になっちゃっているのか、その辺を教えていただければと思います。

○西方国有財産調整課長 緊急参集要員というのは2つタイプが実はございまして、1つは北朝鮮のミサイル等々で、軍事的危機で30分以内に首相官邸に集まらなきゃいけない、こういうものの緊急参集の宿舍が約500戸、都心にございます。今申し上げているBCP宿舍というのは、基本的に首都直下型地震が起きたときに霞が関に3時間以内で集合すべき人ということでございますが、これは霞が関で今5,800人、各省庁で指定されておしま

す。そのうち、BCP職員というのは必ずしも住まなきゃいけないという義務がないもの
ですから、居住の自由は一応ありますので、約3,600人は自宅を保有していたり、民間の
家を借りたりしている人が3,600人おります。残りの約2,000人近くが宿舎に入るべき、入
ることができる人たちでありますけれども、このうちBCPの宿舎に入っているのは、
1,000戸入っておりますが、残りの1,100戸近くがBCP宿舎として足りていないというと
ころでございます。入っていない人はどうするかというところは、6キロ圏内外の宿舎を
割り当てる、あるいはそもそも遠いところは嫌だということで、いろんなやり方があるか
もしれませんが、私どもとしては今BCP用宿舎ということを都内の6キロ圏内の
宿舎を指定いたしまして、その宿舎についてはBCP要員の割合が下がらないようにして
いると。正直、5類型のほかの類型の方、国会対応、それから転勤、いろんな5類型の方、
ほかの方もいらっしゃると思いますので、そういう方をどかしてまでBCPを増やすかどうかと
いうところがちょっと難しゅうございますけれども、我々としてBCPの職員の戸数が減
らないように、人事異動とか転居とか、いろいろございますけれども、減らないような形
で運用するということが今やっております。

○末松委員 詳しい資料ありがとうございました。初めて国家公務員の宿舎について関心
を持って今回お話を聞かせていただいているんですけども、12ページにありますように
職務上宿舎への入居が認められる公務員の類型というものを拝見しますと、やはり業務の
都合で転勤というか、勤務先を指示されて、本人の希望ではなくて行くというケースがほ
とんどなのではないかなというふうに推察いたしました。限られた期間、数年間その場所
にいて、また次の場所に移るといような業務の方も非常に多いと思いますし、そういっ
た場合には、その現地に入ってスムーズに仕事についていただくということで、民間企業
であればいろいろなことをして快適に、居住の心配もなく、御家族の心配もなくお仕事
がしてもらえようと配慮をするものだと思っておりました。今回お出しいただいた資料
の中で、15ページ、16ページ、特に16ページ、お写真もつけていただき、具体的な資料を
示していただきました。私もよく考えると同級生に国家公務員と結婚した友人もおりまし
て、話を聞きまして、20年前の話を聞きました。そのときに聞いた、畳が和室でコの字に
回っているのよというのがまさにここに今あって驚きました。そのときの話と1カ所だけ
違ったのは、その当時は和式トイレだったそうです。1歳の子どもを抱えて、その友人は
泣いたというふうなことを言うておりました。その環境がまだ、20年たって、まだこうい
った状況にあるということで、本当に1人だけで仕事をしているわけではなくて、働き方

もそうですし、生き方としても、家族との関係などを考えると、この環境で大変な激務、あるいは転勤も含めてお仕事をさせていただいているということで、もちろん感謝の気持ちもあるんですけども、申し訳ないなという気持ちのほうも強くなりました。

こういった環境について、本来、民間企業であれば、そこに入る人の気持ちであるとか状況というものを、よくやるやり方ですけども、アンケートをとって聞いてみたりとか、それが家族に与える影響であるとか、あるいは業務に与える影響などをヒアリングするというふうなことは、人事部など、そういったところで普通はやるんですけども、管理されているところと勤めているところが違うので、そういったところがコネクしていないんじゃないかなというふうに思います。過去に入居者へのアンケートであるとか、そういったことをとられた実績であるとか、今後そういったことをしていくというふうな御予定はありますでしょうか。

○西方国有財産調整課長 まず5類型でございますけれども、先ほど転勤のケースを挙げていただきましたけれども、実は霞が関の場合ですと国会対応とか、そちらのほうが結構数としてはございます。地方ですと転勤のほうが多いかなという感じがいたします。

実は今やっています有識者勉強会でも、実際に宿舎を御覧いただきまして、この古いタイプを見てもらいまして、それでやっぱり同じことを先生がおっしゃってまして、これは住む人のことをちゃんと考えているのかと。こんな古い施設であることについて、ちゃんと居住者のアンケートをとるべきじゃないかというお話をいただきました。我々も今、実は検討しております。ただ、我々の今までの考え方ですと、とにかく足りない状況なので、空いているところがあれば、そこに入っていただくしかない。古いものと比較的新しいもの、これはタイミングで、空いていたところにポンと入っていただくしかないとか、あまり選択肢というものが無い中で入っていただくと。正直、入れたらラッキーと思ってくださいという感じに考えていたところもありまして、我々も実は住んでいる人の意見とかというのをよく聞いていなかったなというのは、まさに反省しているところではございますが、財源が足りない、それから建て替えが実際今までなかなかできなかったというところがあって、今まで少し袋小路になっていたというところもあるかもしれません。

○末松委員 例えば改修のときの設備であるとか、基準値みたいなものはどこで決めていらっしゃるのでしょうか。

○西方国有財産調整課長 15ページの新旧を比較させていただきましたけれども、こういう形で、平成10年築以降のものについては、仕様が一定のレベルのルールがございまして、

ですので、こういう形、例えばエアコンもつけない、ウォシュレットもつけないということが我々の中でルール化されております。これはどこから来ているのかというところはいろいろあるかもしれませんが、我々の感じからしますと、例えば公団住宅とかURさんのものとか都営的な公団住宅、ああいうもの、民間住宅よりは少しレベルを落として、最低限のレベルに合わせるという感覚で一応やっております。

○末松委員 エアコンについて、今ついていないところがあるんだというのと、あと、もう一つは原状復帰がきちんとされなければいけなくて、都度都度、数年に1回、エアコンをつけて外したりという無駄があるというふうなことは逆効果ではないかなというふうに、また、しかも個人の負担になっているという点は御配慮があってもいいのではないかなと思いました。

○尾花委員 50年前、国家公務員宿舎に住んでいた者として、この15ページの設備例は驚いてしまいました。なぜならば、トイレとお風呂以外は全く同じなので、時代の変化に追いついておらず、このような状況で在宅で勤務をしていただくというのが、とても国家公務員宿舎法の「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し」という点に反するのではないかと非常に懸念している次第です。これは感想なんですけど、能率的な遂行の確保のためには国家公務員間の平等が非常に重要だと考えております。その観点から、先ほど質問のあった20ページの、不足が生じているということで、国家公務員間の待遇に事実上差が生じていると理解してもいいのでしょうか。

○西方国有財産調整課長 なかなか難しい御質問でございますけれども、これだけ設備の古いものがまだある程度残っている、それから平成10年以降のものであれば比較的、今の公団住宅レベルぐらいにはなりますので、設備のレベルがあまりに違うではないかというのが一つあると思います。もう一つは宿舎に入れている人と入れていない人、これが決定的に待遇が違うではないかという御指摘だと思います。特に私ども思っておりますのは、東京の家賃水準というのが全国の中でも突出して高くて、先ほどの家賃補助は多少はございますけれども、特に若い人の持ち出しがある程度あるということを考えますと、我々としてもなるべく、特に若い職員に対してはなるべく宿舎を確保する努力を最大限優先しないといけないというふうに思っております。

○尾花委員 そういたしますと、不平等が生じているという前提で、建設に向かって検討してもいいのかという前提の資料として20ページの不足数の数字を御準備いただいたと思うんですが、この不足数というのがどの程度継続するのか、2～3年の短期なのかによっ

て、建設すべきなのか、そうじゃなくてしばらく耐えてもらうのかという決断の要素になるかと思います。その観点から伺いますが、不動産の賃料相場とか国家公務員の賃料補助額とか、必要な国家公務員数が一定であることを前提として、このような不足数とか不平等な取り扱いがどのぐらい続くだろうと見込んでおられますか。長期であれば建設のほうを進めるべきではないかという印象を受けましたので伺っています。

○西方国有財産調整課長 まず勤務体系が公務員の世界でどうなるかというのは一つあるとは思いますが。民間企業でも、いわば在宅ワークがかなり一般化しつつありまして、あるいは東京一極、去年なんかは東京都の人口も流出超に初めて転化したということがございますので、これから例えば国の、公務員の働く場所として、東京の今の一極集中型がどれぐらい続くかというところは影響してくると思えますけれども、今の状況で先ほど申し上げたもろもろの外部要因が一定だとしますと、そこは不足が続く可能性があるかもしれません。とにかく今まで我々は、この10年間、削減計画に基づきまして、とにかく宿舎を削減して、それを財源にするために処分するということを続けてきたところがございます。今、実は建設をしないで増やすとするということで、一つのアイデアとしては、例えば世帯用の宿舎をリノベーションして2つの部屋に分割するというので、独身者用の部屋を2つにするということで、リノベーションの技術がいろいろ今発達してきておりますので、そういうことを使って戸数が増やせないかという研究は有識者会議でやっております。ただ、実は財政等審議会の国有分科会という審議会が先週ございまして、その場でも同じような御指摘をいただきました。ほとんどの発言された先生から、時代の価値観等々がいろいろ変化していく中で、これまでのスクラップ・アンド・セルという、そういう一方的な縮小でいいのだろうかという御意見が相次いだものでございます。ですので我々としても、特に宿舎の不足が顕著な都内23区内におきまして、若手職員が安心して働けるような宿舎の環境を確保するためにどうしたらいいかということを実際に考えていきたいというふうに考えております。

○中山委員 私も元宿舎に住んでいたというところで、まだここに出ているのはまともなだなどというふうに思ったぐらいでして、昭和55年に入った宿舎はどういうものだったかというと、雨漏りが激しくて、家の天井部分に樋を通してベランダへ流して、それももちろん官が付けてくれるわけではありませんので、個人的に皆が造ってやっていた、そういうようなところでしたし、61年に入った宿舎は新しいほうの宿舎と同じようなところだったんですが、これも相当ひどくて、ふすまがまともに閉まらない。ふすまを立てかけておく

ためには釘を打って支える、こういうようなところだったんですね。アンケートをとっていないのかというお話も、御疑問も出ていましたけれど、もちろんそういうことをいろいろ言ってはみたんですが、全て柳に風と、こういうふうを受け流されていたというのが実態であります。

思い出話をしているもあれなんです、私も無駄の削減とか、そういう平成23年の削減計画にのっとったという行政事業レビューという観点からいくと、ここ近年のありようというのは及第点だろうというふうにまず思います。しかし、今いろいろ御説明があったように、コロナ禍等で公務の重要性が改めて言われている中で、今度はしかし公務員の質的人材確保という問題が生じてきているのではないかと思いますし、その1つの大きな要因というやつが独身用、あるいは単身用に代表される宿舍の不足、あるいは宿舍に入ってみたところが使い勝手の悪さ、持ち出しの多さというところにあると思うんですね。そういうところをもう少し改めて考えていかなければいけない時代になってきているのではないかと。さらには、SDGsというようなこともこうやって言われているわけですが、そういう先駆的な役割を果たすという観点から居住環境を整えていく、太陽光発電を屋根の上に載せるとか、官舎の上に載せるとか、あるいは、より省エネの施設を造りつけていくとか、あるいは耐震性に、もっときちんとしたものを造るとか、そして、いつでもそれを万が一のときに提供できるようとか、あるいはテレワークのスペースを官舎の中に設けるとか、そういった先駆的な取り組みというものを今していかなければいけない時代になってきているのではないかなと思います。削減計画はその当時としては非常に立派なもので、そのとおりだろうとは思いますが、既にそれはやや硬直化してきた考え方になってきて、むしろ政治主導でいろいろそういう大きな観点から考えるべき時代になってきているのではないかなという感想を持っています。

○西方国有財産調整課長 御指摘ありがとうございます。まず老朽化した施設等々でいろいろ御迷惑をおかけして恐縮でございます。

今、SDGsの観点を御指摘いただきまして、誠におっしゃるとおりでございます、実は我々の有識者勉強会の大きな課題の一つが環境に優しい宿舍・庁舎、こういうものをどうやってこれから整備していくかというのが一つの大きいテーマとなっております。既に公務員宿舍の中では、比較的新しいところだと太陽光パネルをつけているところはありますけれども、我々の中ではもっともっとそういう自然エネルギー的なものを活用できないか、あるいは断熱材とか、そういうものを工夫できないか。建設の在り方としても、

例えば外国の在り方だと、環境認証みたいなものを取った建物を外国で使っている例というのもございますので、今まさにこういう環境にお詳しい建設工学の先生にもメンバーに入っていただきまして議論を重ねようとしております。

それから、テレワークの話もおっしゃるとおりでございますして、民間の社宅の中でもテレワークスペースを造りたいという、あるいは造っている例が多数出てきているそうでございます。ですので我々も、先日、三井不動産さんに有識者勉強会に来ていただきまして、どういう形でテレワークスペースを整備しているか、テレワークスペースの中でも静かに作業するところと議論して作業するところ、いろいろ今ニーズが分かれてきているようでございまして、我々の中でも公務員宿舎にテレワークスペースをもし造るとしたら、どういう形が可能なのかということをお勉強したいというふうに思っております。

○田中審議官 まだ御質問、コメントを頂きたいと思っておりますけれども、恐縮ではございますが、そろそろお手元のコメントシートへの御記入をお願いいたします。

○山田委員 何か議論が、すみません、僕はしっくり来ていなくて、2点大きくあるんですけども、公務員宿舎が特に東京23区の中で少ない、足りないというお話なんですけども、とはいえ東京23区の民間の賃貸住宅の空室率って大体15%ぐらいなわけじゃないですか。資料によっては3割ぐらい空室率があると。民間が余っているのに、国が足りない、足りないというのはどういうことかなというのがまずあります。民間の賃貸住宅が余っているのに何でそんな議論をするんだらうと。あと、地方の中心地もそうですよね。地方の中心地の空室率も結構上がってきているわけですから、何でかなということですね。東京はすごく高いんですよというお話をされました。人事院から住宅手当が最高だと2万8,000円というお話もありましたが、東京都の中小企業の住宅手当の平均というのは、ネットで調べると出てきましたけど、大体1万9,000円ぐらいと。ということは大体2万円前後が住宅手当で言うと普通の相場だと思うんですよね。単純に国家公務員のお給料が、若いとき安いというのが問題であって、そこは人事院が考えるべき、今後検討しなきゃいけないんじゃないかなと。建物が足りない問題と、またそれは別かなと思いますよね。福利厚生をどうするか、人材が来ないというのは、それは人事院が考えるべき話、人事院と一緒に考えるべき話であって、だから住宅をとというのは、僕は直結しないんじゃないかなというふうに思っております。

僕も中小企業の経営者ですけど、うちの若手社員は住宅手当なしで、うちがブラック企業というんじゃないですよ、若い人はできるだけ都心に住もうと思ったら、シェアハウス

とかでやっているわけですよ。国家公務員はシェアオフィスは禁止とかされているんですかね、やっぱり機密上。それだったらあれですけど、皆さん、いろいろ苦勞して持ち出し、当然5万なり何万なり持ち出しはありますけれども、頑張って住んでいるのに、何で国家公務員は住宅、宿舎があるのかなというのは根本的には思っております。特に思うのは、これはネット情報なので、どこまで正しいか分かりませんが、転勤のときの赴任手当が官舎に行くときは引っ越し代が出るけど、赴任手当が出るけど、民間の住宅に行くときは赴任手当が出ないというのがあります。これは本当かどうかというのは後で教えていただきたいんですが、それだとみんな、そりゃ官舎に行きますよね。そもそも制度設計がおかしいんじゃないかと。もっと民間の住宅を使えるような制度設計が必要なんじゃないかというの思っています。ちなみに赴任手当、僕が聞いた話だと、1カ月以内に決めないと赴任手当も出ないというふうな、引っ越し代のことですね、ごめんなさい、赴任旅費ですね、赴任旅費が出ないと。それは本当かどうか。それは何か変ですよ。官舎であるときに赴任旅費が出て、民間に行くときは赴任旅費が出ないというのは。そもそも社宅って、明治時代とかは当然工場の周辺に人を集めるために造ったのが最初ですけど、戦後というのは住宅難だから、それぞれが社宅とか公社を造ろうというのがスタートだったわけであって、今は別に住宅難の時代なわけじゃないじゃないですか。バブル期は当然福利厚生目的でバンバン造られて、その反省で今は減っていますので、そもそも社宅とか公務員宿舎の歴史的意義って何だろうなというのはちょっと思いますね。当然、BCP用とか緊急用とか、それは必要ですよ。ただ、そもそも歴史的意義がどうなのかなというの思いつつながら、お話を聞いておりました。

2点目は、建物の健全性などの判断で長寿命化させていますという話ですけど、住みづらい建物を残すことが、それが果たして国家にとっていいのかどうかということですよ。住みづらいものを残して、みんな嫌々住んでいるって、何かそれって不健全じゃないですかね、健全性じゃなくないって話ですよ。建物を残すということが自己目的化してないかなという気がします。不便なところ、住みにくいところは廃止して、便利なところはリノベーションするという、実にシンプルなことがなぜできないのか。お金が足りないというのがあるんだと思いますけども、今はまだ住めても、10年後、20年後、そこに住みたい若者が出るかということですよ。それを基準に、やれエアコンがないだ、ウォッシュレットがないだ、給湯器が要るって、やっぱりちょっとおかしくないですかというところが、いや、でも、これは国家公務員だから仕方がないというのは、この時代ナンセンス

かなという気はしております。だから、建物の健全性とかの判定ではなくて、住みやすいか住みにくいかという判定も入れて長寿命化するのかどうかというのを考えていかないと、この表ですね、耐用年数で考えるべきなのかなというところなんですよね。だって、先ほども議論がありましたけど、テレワークで云々って、やっぱり古い建物ってネット環境、悪いですからね。ネット環境がちゃんとできるとか、そういうのを判定してやらないと、無駄なものを残してレガシーだって言われてもという感じはします。

以上2点が、私が思った現状の疑問点でございます。

○田中審議官 担当課から回答を頂きますけれども、その前に、まだ御質問、コメント、続けていただきたいと思うのですが、お手元のコメントシートへの御記入も同時並行でお願いいたします。御記入いただきましたら、後ろに担当者がおりますので、お渡しいただければ幸いです。

○西方国有財産調整課長 御指摘ありがとうございます。住宅が、例えば都内であれば、ふんだんにある中で宿舎が必要なのかという御指摘、あるいは住宅手当、2万8,000円というのが中小企業と比べると十分高い水準じゃないかという御指摘、いずれもごもっともだと存じます。住宅手当についてはいろんな議論がありまして、皆様の代表として国家公務員が働く上で、どの水準の住宅手当を出すべきかというのはずっと議論がありまして、おっしゃったとおり中小企業と比べると、中小企業よりは高い水準にある、それから例えば大企業のものやと比べると、少し大企業よりは低い水準にある、そのどこに置いておくかというのはずっと議論があるそうございまして、ここはやはり人事院が非常に難しいところだと思います。それから給与の話もございまして、そこもやはり、公務員にどれだけの給与を出すべきかというのは、私たちの担当ではございませんけれども、やはり国民の中でいろいろな御議論がある問題ですので、正直急激に上げるという議論はなかなか難しいかなと。その中で、先ほど申し上げた東京都の家賃水準で民間に、例えば若い人、地方からポッと呼んで来て、住んでくださいといったときに、繰り返しになってしまいますが、持ち出しがそれぞれ出てしまうところを何らか面倒見てあげるとしたら、そこは給与を引き上げるというのはなかなか難しいので、宿舎がなるべくあればいいかなというところずっと今まで我々も悩んでいたところでございます。

それから、先ほど赴任手当が民間住宅に引っ越すとというところなんですけれども。

○山田委員 赴任旅費の間違いです、すみませんでした。

○西方国有財産調整課長 詳しいところはあれなんですけど、我々の認識していた範囲で

は、そういう宿舎に引っ越すかどうかで差別化する例は恐らくは、我々の知っている範囲ではないかなと思っておるんですけれども。

あと、古いものを使うというところについては、実は我々も古いものを使わずに建て替えがもしできれば、建て替えのほうが望ましいとは思っているんですが、単純にお金がないと。建設費のほうが圧倒的にお金がかかるんですね。ですから建設をするよりは、やはりリノベーションで、内装を変えていくほうが圧倒的にお金がかからないものですから、そちらのほうを現実的なオプションとして追求していると。それによって、我々も別に古いものからリノベーションというよりは、むしろニーズが生まれそうな、場所はいいんだけど、ものすごく古いというやつは、リノベーションすればニーズが少し再生するんじゃないかなと思ってまして、そういうところをちゃんと限定して、交通が便利なところ、それから職場に近そうなところ、ニーズが多そうなところ、リノベーションしたら入居数が増えるところ、ここをやはり優先してリノベーションしたいというふうに考えております。

○梶川委員 今までの御説明どうもありがとうございました。今の御回答の最後のほうにもあったんですが、何分、建築コストがないというか、建設費用がないということで、この御議論の中で公務員住宅において、いわゆる場所はいいんだけど古いよねみたいな話で、時々、機会損失というか、機会利益というか、もうちょっと何か有効活用できませんかねみたいなお話って、かつてもあったとは思うんですけれども、この辺は何か制限的なものというのをおありなのか。この事業予算の枠組の中では、仮にセルした場合、売っちゃった場合、その財源をこの全体の構図の中には読み込めないの、さっき言われたリノベーションで、といっても最大リノベーション程度で有効活用するだけであって、どこかを売って、どこかをきれいにして、よりニーズが高まるような、満足度の高まる、かつ供給量ができるという計画まではお立てになりづらいのかなという気はするんですが、この辺何か御工夫が、こちら財政当局そのものでいらっしゃるの、御担当部局は違われるかもしれないんですけれども、全体の効用が高まるように、居住者というか、公務員の方の、その辺って御工夫が何かできないのかなというのちょっと感じた点なんですけれども。

○西方国有財産調整課長 まず絶対数が足りないところは建設で増やすということが一つのあれですけど、そこがまず、建設費用がなかなか出てこない。建設する場合は、今の時点の考えとしては、古いものを廃止して、そこを売却した収入で新しいものを建てるといことなのかなと。そこは全然まだ計画がございませんけれども。そのときに実は、既

に平成23年から25%を売った中で、結構地価の高いところ、財源になりそうなところを多数売り払って東日本大震災の財源に充てたものですから、今残っている宿舎をそういう形で財源として使うときにかなり限りがございまして、そこも建設費用がなかなか出てこないというところがございます。そうしますと、少ないお金で先ほどおっしゃった資産を有効活用するという意味では、やはりリノベーション、古い宿舎を躯体を生かしながら中をきれいにして、住む人の快適性を増すと。こちらはどうもいろいろと、それこそ勉強会で聞いていますと、民間の技術がかなり発達してきているところがございますので、そういうところを我々もよく勉強して、むしろリノベーションを積極的に活用して、しかもめり張りをつけて、何が何でもじゃなくて、ちゃんとニーズがありそうな宿舎、だけど古いところを集中的にリノベーションで再生したいというところがございますので、それをまさに予算をかけてできたらなど。それが予算の、お金の使い方としても、バリュー・フォー・マネーとしてもいいのかなという感じで考えております。

○梶川委員 なかなか有効活用的なもので新しくできるというふうな、いい場所はもう少なくなっちゃっているということですね。当初売り払われたところにはそういう余地はあったんでしょけれども、それは当然どうしようもない公共ニーズに回されたわけで、今はあまり再開発したからというようなところは少ないということではあるんですね。

○西方国有財産調整課長 国有地自体はあちこちにいろいろございますが、今使っている、例えば宿舎にしても、都内なんかは特に、95%ぐらいの入居率以上で、ほとんど空きがない状況ですので、そこを建て替えることに仮になったとしても、今度は既に入っている人たちに1回出てもらわなきゃいけないところもあったりして、本当に余裕がない中でどういう形で今ある施設を例えば建て替えるかとか、そういう点も含めて少し、今のこの不足下の中で話がなかなか進んでこなかったと。あるいは、建てるといういろいろ世論からの反応もございますので、そのところはいろいろとなかなか今まで悩ましかったというところがございます。

○田中審議官 ありがとうございます。今まで活発な御議論を頂きまして、論点が3つほどございましたが、その中の、担当課の説明の冒頭のほうにございましたが、改築工事自体の費用でございます、論点2といたしました「改修工事に係る費用について、コスト削減に向けた取組が行われているか」、ここのあたりも御意見、コメント等ございましたら頂戴したいと思います。

○河村委員 コスト面のところ、すみません、そこが飛んじゃってございまして。いろいろレ

ビューシートとか拝見しますと、単位当たりコストが出ていますよね。2ページのところだと思えますけど、そここのところも抑制もされていますし、それから、よくほかの省庁のレビューとかには、私も何うこともありますけど、入札のところ、すごく問題にいつもなあって、何でこんなに1者応札なのという話があるんですが、これもレビューシートの6ページのところを拝見すると、ちゃんと複数入札になっていらっしゃるんで、さすが財務省なのかなと思えますけど、競争性がきちんと確保された形でやっておられると思えますので、一定程度しっかりとお取り組みがお出来になっているんじゃないかなというふうに思っています。

併せて別の件で御質問させていただいてもよろしいでしょうか。御説明くださった24ページのところで、未来像研究会のほうで出された課題というのをお書きくださっているんですけど、その中の一番下の「○」のところに、老朽化への対応として「余剰となる宿舎についてどのように廃止を進め、残すべき宿舎についてリノベーションなど」をどういうふうにということを書いていらっしゃるんですが、この表現から推察するに、今すごく宿舎が足りない足りない、特に東京都内が足りない足りない、霞が関に勤務される方の分が足りないという話なんですけど、これは少し目を転じて、国家公務員の方々全体ということで、地方も含めてということになるのかもしれませんが、そういうふうに見ると余剰となるところも出てきているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○西方国有財産調整課長 御指摘のとおりでございます、地方部分では先般の分科会の答申でもございますとおり、余剰が少しずつ出てきているという感じが見受けられますので、我々からすると余剰しているものはどんどん廃止すべきである、処分すべきであるというふうに考えております。ここはなかなか、原因はちょっと難しい、定量的な分析はなかなか難しゅうございますけれども、やはり地方の場合は家賃水準がそれなりに低うございます。あるいは低くなってきていると。それで最近10年間で使用料を引き上げたところもございますので、そのニーズ、あるいは老朽化が進んでいるので、そもそも民間の住宅に、こんな古いところは入ってられないから民間に移るとおっしゃっている方もいらっしゃるかもしれませんので、この辺の分析はなかなか難しゅうございますけれども、我々からすると地方の余っているところはどんどん処分していきたいというふうに考えております。

○河村委員 であればなんですけれど、9ページのところで建物の耐用年数の考え方というのを御説明くださっているんですけども、先ほどからほかの委員の方々もいろいろおっ

しゃっていますけど、本当にできるだけ、1回作った国の建物だからできるだけ長く使おうという、そういう考え方が一番最初にあってやっていたらいいかなと思うんですけども、国全体として考えて、地価とかが東京と地方で全然違うので一律には言えないと思いますけれども、国家公務員宿舎、全国全体としてきちんと一定の効率化はやっているんだということで、例えば地方のところで、最近のいろんな環境の変化とかもあって課長が御説明くださったように余剰になる部分が出てきていると。そこで売却できる宿舎があって、土地も廃棄して、売却できる宿舎もあって、そういうお金を全国レベルできちんと全部合算して計算した上で、例えば東京のところですごく足りないということであれば、その部分の売却代金、地方と全く一緒では全然なくて、地価が全然違うとは思いますがけれども、そういうところも合わせるような形で何とか少しずつ都心の部分のところの、不足の部分の供給を少し増やす方向で考えていくというふうな形で考えることができるんじゃないのかなと。この9ページの図も、ちょっと何か、私がこの辺の建設工事の専門でもないので素人から見た感想かもしれませんが、しゃくし定規に過ぎるんじゃないのかなと。もうちょっと全体像、今求められていることとかも考えた上で、国としてどういうふうに対応していくのがいいのか。とにかく1回造った宿舎は本当に50年でも60年でも使えるものは使う的な感じのあれではないというか、一定の年数を使うことは必要ですけど、例えば40年ぐらいを越えてきたところである意味、柔軟に考えて、今いろんな建設の技術も進んで、高層化とかもできるようになっていますから建て替えて、もっとたくさんの方々が住みよい環境に入れることができるといってもあると思いますし、御検討いただくことができないかなというふうに思うんですが、すみません、素人考えかもしれませんが、いかがでしょうか。

○西方国有財産調整課長 おっしゃるとおりでございます。私ども古いものを全て残すということではなく、ちゃんとニーズがあるもの、それから場所がいいもの、ニーズがあるもの、これに限定して、さらに長期で20年、30年使うものを決めていくと。それを今、全国の財務局でまさに作業中でございます。あとは、躯体がそもそも20年使えるところかをテクニカルにチェックするのが長期使用可否判定ということでございまして、余ったもの、処分すべきものは処分して、それを財源にして、それによって不足している東京都で建てるというのが一つのパターンではございます。ただ、地方のほうは地価が相当安うございまして、そこら辺がやはり、東京で建てようとするをもし仮に検討するとすれば、そこはなかなか財源のやりくりが相当大変になるかもしれないなという感じはしますが、ま

だ具体的な検討が進んでおりませんので。ですが、流れとしてはそういうことだというふうに存じます。

○尾花委員 1点、論点1の改修の方向性という点なのですが、国家公務員の業務に求められるのは秘匿性の高い情報を使った業務と考えます。そういった観点から、宿舎自体の防犯及び情報漏えいを防止するような情報管理のできるような宿舎にすべきかと思います。その観点から現状インターホンのないチャイムのような宿舎というのは、やはり防犯上改善すべきだと思いますし、ネット環境についても、どのようなネットが利用できるのか、セキュリティーの観点から改修の際に御検討をいただくのがよいのではないかと考えました。

○西方国有財産調整課長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。やはり情報の秘匿性に対する考え、きちんと持っていかなきゃいけないというふうに思っております。先日、勉強会でリモートワークスペースを宿舎に設けたらどうかという話をしたときにも、リモートワークスペースというのは基本的にオフィスであるということであるとすれば、なおさらそこでどういう形で情報セキュリティーを維持するかというのは重要な視点であるというふうに御指摘を頂いているところでございます。それからインターホン、平成10年度以降ぐらいの比較的新しいものにつきましては、まず玄関に至る前の最初の、宿舎に入るところで、オートロックできちんとカメラで見て、それでピンポンとボタンを押すオートロックがついておりますので、そこはやっていますが、おっしゃるとおり古いやつですね、これはオートロックがないので、そのまま玄関まで行けちゃうと。おっしゃるとおり、まだチャイムでやっている宿舎の戸数も若干ありますので、そういうところも含めてなるべく、セキュリティーも含めて改修・更新を進めたいというふうに考えております。

○田中審議官 ありがとうございます。この宿舎の問題は、宿舎の改修等の事業そのものというのも当然でございますけれども、それにとどまらずに、広い意味での公務員の働き方ですとか、あるいは待遇といった問題、公務員全体にも広がる、かなり大きな問題でございます。この問題に関しまして、本日皆様から大所高所からの御議論を頂きましたことを感謝したいと思います。

そうしましたら、そろそろお時間でございますので、評価結果及びとりまとめコメント案につきまして、梶川様から御紹介いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○梶川委員 それでは、評価結果、とりまとめコメントについて発言をさせていただきます

す。公務員宿舎建設等に必要な経費につきまして、評価の集計結果をご報告させていただきます。「事業全体の抜本的な改善」2名、「事業内容の一部改善」4名でございますので、集計の結果、「事業内容の一部改善」との評価が多数を占めておりますので、評価結果といたしましては「事業内容の一部改善」とさせていただきます。

主なコメントといたしましては、行政事業レビューという視点に特化すれば、近年のありようは十分に及第点に達していると思われる。しかし、公務員宿舎の問題はより総合的に見直ししていく段階に来ているのではないか。

改修工事に係る費用については、一括発注や仕様の見直しによりコスト削減に向けた取り組みが行われている。

同様な意見で、単位当たりのコストも伸びは抑制されておられるというようなこともございました。

中長期的予測計画に基づき長寿命化を考慮、トータルコストの軽減を図ってほしい。

実態の把握や課題の抽出にあたっては、利用者の声に耳を傾けてほしい。対応は急務であると思われるので、民間施設の借り上げや運営のアウトソースなども含めて対応を検討してほしい。

時代環境の変化に合わせた宿舎の設備の見直しも必要ではないかというような御意見も同様な意見としてございました。

以上、その他もございますけれども、主なコメントとして、これらを踏まえ、とりまとめコメントといたしましては、とりまとめコメント案でございますが、「緊急参集要員用の宿舎（BCP用宿舎）等、真に必要な宿舎については、改修だけでなく、利用者のニーズや社会情勢の変化に沿った宿舎のあり方も踏まえ、必要な宿舎の確保に向けた検討をすべきではないか。宿舎の改修等の工事については、引き続き、長寿命化によるトータルコストの軽減を図るとともに、競争性の確保に努めること」ということで、とりまとめコメント案とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、評価結果及びとりまとめコメント案、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。御意見ないようでございますので、ただいまの評価結果及びとりまとめコメント案をとりまとめコメントとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○田中審議官 梶川様、また有識者の皆様、ありがとうございます。ただいま頂きました評価結果及びとりまとめコメントを踏まえまして、担当課から発言があるようでしたら、

お願いいたします。

○西方国有財産調整課長 早朝から御議論いただきまして、ありがとうございました。本日は大変貴重な御意見を賜りまして、深く感謝申し上げます。頂きました御意見を真摯に受け止めまして、今後、宿舍等の実態をより詳しく把握した上で、BCP用宿舍の不足、あるいは特に23区内での若手、あるいは独身者職員向けの宿舍の不足を緩和する観点から必要な宿舍の確保について検討を続けてまいりたいと存じます。また、現在進行中の行政財産の未来像研究会という有識者会議におきまして、先ほどの宿舍の不足の話、あるいは老朽化施設のリノベーションによる活用の方針、これについても取り上げて議論する予定でございますので、今後の改修の方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。最後に、引き続き改修工事に係るコストの縮減、これはずっと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今後ともぜひ御指導のほど、よろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

○田中審議官 ありがとうございます。これをもちまして、1つ目の公務員宿舍建設等に必要な経費につきましては終了とさせていただきたいと思えます。

なお、中山委員におかれましては、こちらで御退席になります。本日は御多用の中、大変ありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

それでは、説明者の入替えがございますので、約5分ほど休憩を頂きまして、次の議題に入らせていただきたいと思います。

午前10時46分 休憩

午前10時51分 再開

○田中審議官 それでは、そろそろ再開させていただきたいと思えます。

2つ目の事業でございますが、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資を開始させていただきます。

なお、この事業での御議論につきましては、EY新日本有限責任監査法人シニアパートナーの持永勇一様に御参加いただきます。持永様、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、担当課、国際局開発政策課・河邑課長から御説明をさせていただきます。説明は手短かにできましたらお願いいたします。

○河邑開発政策課長 国際局開発政策課長の河邑でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

私からは国際協力機構（JICA）の業務のうち、いわゆる有償資金協力部門への出資をめぐる状況につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、有償資金協力の概要でございます。有償資金協力は途上国政府向けの円借款、それから民間企業向けの海外投融資に大別されるわけでございます。このうち、本日御説明させていただきますのは、融資の大宗を占めております円借款業務でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは円借款の承諾実績の推移でございます。御覧のとおり円借款の承諾実績は増加傾向にございます。近年はおおむね1.5兆円前後の承諾となっております。

1枚おめくりいただきまして、次は円借款の供与国の推移でございます。かつて主な供与国は東アジアでございますとか東南アジアの国でございましたけれども、近年では南アジアが主な供与先となっております。これらの円借款の供与でございますが、基本的に供与先は途上国の政府のみとなっております。このため、どうしても融資先の数が限られてしまう、この中でリスク分散をどういうふうに図っていくのかというのは、私どもとして大きな課題であると考えてございます。

次に、3枚ほどおめくりいただきまして、円借款の供与条件表でございます。円借款はODAの国際ルール等に基づきまして、低金利かつ長期の緩やかな条件を付すことが義務づけられているものでございます。原則として、いわゆるアンタイドと申しておりますが、ひも付けでない形で行われるわけでございますけれども、中には我が国の、例えば優れた技術、ノウハウ、こういったものを移転していくことを促進するためにタイド条件つき、いわゆるひも付きのODAも進めてございます。この表の一番下のところがございます本邦技術活用条件と書いてあるものでございます。いわゆるSTEPと申しておりますが、OECDの定める条件に準拠いたしまして、一般条件よりもさらに緩やかな条件となっているのが特徴でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、JICAの収入の大宗を占めます貸付金の金利水準について御説明申し上げます。金利水準でございますが、近年ずっと一貫して低下傾向にあるわけでございます。要因といたしましては、第1に市場金利が低下していること、第2に先ほど申し上げましたSTEP等のいわゆる低金利の案件の増加というのが挙げられるわけでございます。赤い折れ線グラフが一般的な円借款の金利水準でございます。これに対しまして、いわゆるSTEP等の低金利の案件を加えた平均金利が青の折れ線、こ

の分だけ引き下がっているわけでございます。なお、下の棒グラフでございますように、こうした低金利案件というのは近年増加傾向にあるというのも事実でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらはJICAの有償資金協力部門の当期損益の推移でございます。青の折れ線グラフが利息収支でございますけれども、金利水準が低下しておる、これに伴いまして利ざやが縮小してございます。さらに加えて、過去、比較的高金利の案件がございました。この回収がどんどん進んでいるといったことから、全体としては悪化傾向にあるということでございます。また、近年、積極的に案件形成しておりますので、その結果として必要経費も増加しております。単年度、足下では黒字を維持してはございますが、当期総利益としては減少傾向というのが現状でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは政府が毎年行っております出資金の推移でございます。厳しい財政状況等もございまして、政府からの出資金は減少傾向にございます。ピーク時、1997年度と比較いたしますと約88%の減となっているのが見て取れるかと思えます。

1枚おめくりいただきまして、次に、我が国の政策につきまして説明を申し上げます。日本の開発政策の柱でございますのは質の高いインフラ投資でございます。アジアをはじめとする世界の途上国には膨大なインフラ需要がございます。これに対し、安かろう、悪かろうではない、質の高いインフラの建設を進める、これは我が国のみならず、途上国の利益にも合致するものであると考えてございます。日本政府といたしましては、質の高いインフラ投資を国際スタンダードにしていくべく取り組んでございます。2019年の日本議長下のG20におきましては、質の高いインフラ投資に関するG20の原則というものを策定し、承認されてございます。

次に、2枚おめくりいただきまして、MDB、いわゆる国際開発金融機関との連携でございます。こういった質の高いインフラ投資というものを進めていくためには、JICAのみの力では足りないわけでございます。JICAは世界銀行でございますとかアジア開発銀行といった国際開発金融機関としっかり連携をしながら、途上国の抱える様々な課題に対応しているところでございます。近年の重点的な連携の分野といたしましては、先ほど申し上げました質の高いインフラの投資に加えて、昨今では新型コロナで重要性が非常に注目されております、いわゆる国際保健の分野、さらには我が国の得意分野でもございます防災といったものが挙げられるわけでございます。

1枚おめくりいただきまして、我が国によるこういったインフラシステムをしっかりと受

注していくといったことも重要な課題でございます。経協インフラ戦略会議の下で2025年に34兆円を受注するという、こういった目標のもとで官民一体となって取り組んでいるところでございます。

また、次のページでございますが、新型コロナの感染拡大に苦しむ途上国政府を支援するために、昨年4月に新型コロナ緊急円借款というものを創設してございます。本支援に対しましては多くの途上国からも感謝の声が寄せられているところでございます。

さらに、新型コロナの打撃を受けまして、債務の持続性そのものに問題を抱えるに至った、そういった最貧国への支援といたしまして、これも昨年4月でございますが、G20の各国が一致いたしまして債務の支払いを一時的に猶予する、こういった仕組みが設けられております。JICAもこの枠組に参加しているわけでございます。

次のページでございますが、さらに経済が悪化した場合、本格的な債務救済が避けられなくなる、そういったケースも想定されるところでございます。こういったものに対応するために、昨年11月でございますが、同じくG20におきまして、債務救済を行う際の共通枠組といったものが策定されてございます。今後、この枠組に基づきまして途上国から債務救済の要請が行われる、そういった場合におきましては、JICAは債権者としてこれに対応する必要が出てまいります。こうした中でこういった信用リスクをどう管理していくかということも課題になると考えてございます。

最後でございますが、JICAの事業評価につきまして御紹介申し上げます。円借款の事業につきましては、国際基準に基づきまして外部評価を案件ごとに実施してございます。出資者の立場といたしましては、B以上の評価が得られる案件が8割以上となることを目標として求めているところでございます。

次に、こちらが事業評価の具体例でございます。評価につきましては、全てJICAのホームページにおきまして公表することによりまして、透明性と説明責任の確保に心がけているところでございます。この点、ぜひとも委員の皆様からも、しっかりとした御指導、御助言等をいただければ幸いです。

大変駆け足の説明で恐縮でございますが、私からの説明は以上です。

○田中審議官 河邑課長、ありがとうございました。

それでは、私のほうから論点を御紹介したいと思います。論点といたしましては2点ございます。論点1「JICA有償資金協力事業の政策的ニーズに応えつつ、その中長期的な財務健全性が維持されているか」、論点2「事業の効率的な執行等を図る観点から国際

機関との連携が図られているか」、以上でございます。

この御説明と論点を踏まえまして御議論いただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

○河村委員 御説明ありがとうございます。JICAの円借款の話、これに対して日本政府が出資の形で出しているお金がどう使われているか、ちゃんと健全に使われているか、今日はそういう議論だと思いますが、そもそもの、財投があってお金が出ていくという話だと思うんですけども、この出資金が一般的に見ると、どこにお金が、どうやって回っているのかというのがなかなかちょっと分かりにくいところもあるかなと。財投と聞くと大体、普通みんな引いちゃうようなところもあったりもしますので、すみません、そもそものところから教えていただければと思います。39ページのところで円借款の供与条件表を書いてくださっていて、いろんな相手国側の所得階層別とか、ひも付きの案件のSTEPはまたちょっと別の考え方で金利水準が決まっていると。もともと財投のほうで財投債を出して、お金を引っ張ってきて、だけど、つける金利はこういう水準ということで、財投債の金利も国債とイコールですから、今、日本はすごく低いと思いますけれども、その金利に対してこういう金利をつけて出すと。では、この出資金がどこに回るのかといったところを、ごく単純化していただいて結構ですので、御説明いただけるとありがたいんですが、この金利差のところにかかってくるのか、それから一定の、先ほども41ページのところで御説明くださったと思いますけれども、いろいろ回していく上でのいろんな業務経費とかもかかるでしょうし、そういうところに充てられていくのかとか、それから金利が、今は本当に超低金利、世界的にもそうですし、この日本でもそうですけれども、ここまで下がると、次、少しずつ上がってきたときにどんな影響が出てくるのか、出資のところはどういう影響、負担がもう少しかかってくるのかとか、そういったあたりを分かりやすく御説明いただけるとありがたいんですが、よろしく申し上げます。

○河邑開発政策課長 最初に、出資金が何に使われているのかといったことでございます。ありていに申し上げますと、JICAの資金調達というものは主に3種類ございまして、1つがいわゆる財政投融资からの借入金でございます。その借入金以外にもう一つ、JICAとしての自己資金といたしまして過去に貸し付けたものを回収したお金がございます。それに加えまして、第3の柱として出資金というのがあるわけでございます。この3つを合わせまして、入ってくるお金を基本的には全て貸し付けに回すといったものでございます。そういったものを考えますと、出資金はどこに貸し付けて、ほかのものはどこに貸し

付けてと、そういった、出資金を費消することはございませんので、基本的には資金調達の在り方として出資金というのが1つあるということでございます。

このうち、出資金の規模と申しますのは比較的小そうございます。例えば2021年度、進行年度の事業計画におきましては、1.5兆円ほどのディスバース、そういったお金を資金調達していくわけですが、その中におきまして470億ですから、非常に小さい部分でございます。ただ、どうしてこの出資が必要なのかということをおし上げますと、先ほど申し上げましたとおり、JICAと申しますのは貸出し自体というものが、基本的にODAでございますので、あまり高い金利を取れる構造にはなっていないと。加えまして、昨今のSTEPでございますとか、もしくは緊急円借款でございますとか、さらには非常に低開発の、低所得国に対する融資というものはどうしても非常に低い金利になってしまう。この場合には調達する金利よりも低い金利、いわゆる逆ざやになってしまうわけでございます。この逆ざやに相当する部分、この逆ざやの融資を続けてまいりますと、どうしてもJICAの財務に対して大きな悪影響が出てくる。この逆ざやに相当する部分を毎年、政府からの出資という形で手当てすると、そういった考え方でございます。

まず簡単に、この辺で一旦説明を閉じさせていただければと思います。

○河村委員 分かりました。すごく素朴な疑問として、42ページに出資金の推移のグラフが出ていて、ピークだというふうに課長が御説明くださった97年から、これ、減っているなんてもんじゃないんですね。10分の1ぐらいになっていると。素朴な疑問として、こんなに減らしちゃって大丈夫なのかなというか、そういうふうに普通、私も思いますけど、みんな思うと思うんですね。その辺をちょっと御説明いただけるとありがたいです。

○河邑開発政策課長 先ほどお示しいたしましたとおり、この出資金の水準というのが非常に下がっておるわけでございます。これをもって大丈夫かどうかということをお心配いただいていることかと思っておりますけれども、下がっておる1つの大きな原因は、先ほど申し上げましたとおり、JICAの出資金と申しますものはいわゆる逆ざやに相当する部分、こういったものがどれぐらい存在するのか、それがどれぐらい影響を与えるのかということをお考えた上で、これを出資金として出しておる、これが基本でございます。もちろん私どもの要求した中で、予算査定の中で、いろいろと厳しい財源の中で査定はされるわけですが、基本的にはこういった考え方でやっておるわけでございます。

これが下がっております背景には、1つは、非常に大きな部分といたしましては、金利水準自体が下がっているということかとお考えます。過去でございますけれども、例えば市

場金利が高かった時代におきましては、ODAで貸し出す場合の貸付金の金利水準との間に大きな開きがあった。その場合には非常に大きな、多額の、一定額以上の出資をしなければ、とても財務の健全性が確保できない。ただ、最近におきましては、非常に金利水準が下がってきているわけでございます。もちろん現在におきましては、逆ざやという状況は変わっていないわけでございますが、逆ざやの絶対水準自体は下がっているというのが実態でございます。であれば、これをこのままで大丈夫なのかということをおし上げますと、実はなかなか、JICAの財務の構造というものの自体が非常に一般の金融機関と異なる特殊なものとなっております。これは非常に長期の貸付けを行うというものであります。その関係上、仮に今後、金利が上がった場合にどうなるのかといったことも考えていかなければならないわけでございます。足下の水準としましては、私どもとしてはこれで考える限りは、一定の手当てはしておるつもりでございますけれども、これで本当に大丈夫なのかということは、今後の金利変動リスク等も考えながら、しっかり考えなければならぬと思っております。

○河村委員 非常に分かりやすい御説明で、よく分かりました。

もう一つなんですけれども、出資金に使われる可能性があるところで、遅延リスクの話、めったにあることじゃないと思うんですけれども、最後のほうで課長が御説明くださって、今もいろいろ新型コロナで特別のプログラムの融資とかもされていたりとかして、あと、債務支払猶予イニシアティブでいろんな交渉をG20とかでされているとか、こういうのは結構記事になったりもしますから、私なんかでも目にとまったりもするんですが、これでちょっとお尋ねしたいのが、最近、新型コロナ対応のやつをたくさんやっていたらしゃいますよね。緊急支援円借款をやっていたらして、でも、それがお貸しした相手の国の状況によってはなかなか厳しい状況にもなってくるということなのかなと。ですから、こういったところの、これは本当に日本国単独で決める話ではなくて、いろんな国際協調の枠組の中で検討されていくことになると思うんですけれども、そういうところで債務救済、要するに支払いの猶予という段階じゃなくて、本当に債務救済をしないような状態になってしまった場合には、当然ながらこの出資金ということをお国の側として増やして対応するしかなくなるという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○河邑開発政策課長 新型コロナは非常に大きく、特に途上国に対して経済に影響を与えたことが非常に大きいと言われております。私ども先進国の経済にも非常に大きな影響を与えておりますけれども、特に途上国になればなるほど、資金調達を外部からするのは非

常に難しゅうございます。国債の発行、特に外貨建てのものというものはなかなか、そもそも市場調達ができないような国も多いわけでございます。私ども、これに対していろんな手段というのがあるわけございまして、まず果たして救済すべきなのかどうか、もしくは支援すべきなのかどうかということに関しましては、現在は、特に新型コロナと申しますものは国を越えてどんどん広がっていく。特に、例えばある途上国において、これが制圧できないと結局また日本に戻ってきてしまうじゃないか、そういったことから我が国のためにもなるものであるといったことで、世界全体でこれに取り組んでいるわけでございます。

話が若干飛びましたけれども、今回の新型コロナ緊急円借款自体につきましては、まず供与対象としては、こういった債務の持続可能性に問題があるところには、そういったところには緊急円借款は出しておりません。ただ、これまでの既往の円借款の中でこれから債務救済をお願いしてくるような、そういった国に対する既往の円借款、残高もございませぬ。これがどうなるかということ、これに対して各国の中でしっかり考えた上で、国際機関等の助けも得ながら、債務救済を行うとすれば公平な条件で、透明な形でしっかりやっていく。これによって、仮に我が国の債権に、一定の救済を行わなければならない場合は、まず説明責任を果たす必要があるというふうに考えてございます。ただし、そういったものを全て尽くした上で、なおかつこれはどうしても債務救済、例えばいろんな削減等をしなきゃいけないというふうになった場合には、当然 J I C A の財務に対して影響を与えるわけでございます。直接的な債権の償却損も生じますし、これによって例えば貸倒引当金の積み増し、同じような状況のところにつきましては倒産確率も変わってまいりますので、これに基づいて貸倒引当金の積み増しという形で J I C A の財務に一定の悪影響を与えるものと考えてございます。

○末松委員 詳しい御説明ありがとうございます。特に11ページで示されたように、他の国際機関との連携などがしっかりできているということで安心はして見ておるんですけども、4ページのところで2000年度、2010年度、2020年度と、この20年の間の供与国の推移が出ておりまして、拝見しますと2000年度、1位、2位、中国、タイということで、その両国はもう既に、当たり前ですけど2020年度には出ていないわけで、こういったようなロングタームでいろいろなものを見ていかなければいけないというのはよく分かりました。こういった供与国をどのように決めていくのかというところで、国際協調も含めてどのような視点で決めていくのかというのが1つと、もう一つが昨今いろんな考え方で、こうい

ったインフラ投資とか円借款とかも含めて、いろんな国がいろんな形でアプローチをしていると思いますし、日本国が選ばれないというような状況も出てきていると思いますけれども、そういった提案が今どういうふうな状況になっているのか。結局、用意しているお金が使われないということもあると思いますので、その2点について教えていただけますか。

○河邑開発政策課長 円借款の供与国をどこに対して行っていくのかということ、これは申し上げましたように、すぐれて外交的もしくは国家戦略的な観点から決められているというふうに私ども考えてございます。そういう意味で財務省的な観点で、ここなら大丈夫かとか、そういったことで決めているわけでは必ずしもないと。今から思いますと約20年前、中国というのが一番上にある、これは恐らくその前の1980年代あたりのいわゆる対中円借款、これの最後のあたりかと思いますが、当時におきましては非常に中国への円借款というのは政策優先度が高い、そういった時代も、今となってはなかなか、もう昔の話になります、そういった時代もあったということでございます。また、東南アジア、特にこの辺りではタイ等が多いわけでございますけれども、やはり当時、日本から生産拠点の移転等を一生懸命進めておった時代でございます。今でこそ東南アジアも世界の工場となりつつありますが、当初は極めてインフラが脆弱で、日本企業が出ていく場合にはなかなか、工場を誘致するにも、そもそものインフラがないと。電力も足りなければ水力もないと。道路もないじゃないかと。そういった中でこの国々が発展していくこと、経済発展をお助けすることが最終的には日本全体、この地域全体の裨益につながると、こういった観点で考えていたわけでございます。大変幸いにして、特にタイなんかは非常に、この後、中所得国となり、所得水準も上がっていくわけでございます。現状でまいりますと、例えば南アジアがございまして、これにつきますと、南アジア諸国、もちろん経済的な観点から申し上げれば、私が先ほど申し上げました開発の観点もございまして、また、例えば現在進めております、いわゆる自由で開かれたインド太平洋構想の中で、地政学的な観点も考えながら、ここを重点にしているといったところがあるかと思っております。

○末松委員 日本を含め、選ばれない、ほかの国が選ばれるようになっているのではないかなと。

○河邑開発政策課長 これは大変厳しい指摘でございます。やっぱり日本のインフラを、かつてであれば日本のインフラならばいいだろうと思われていた時代というのは非常に遠いわけでございます。やっぱり日本のインフラもどんどん競合国が出てきております。こ

ういった中で現状、御説明の中で、インフラ新戦略というものを御説明申し上げましたけれども、こういった中で今の日本のインフラ輸出が置かれている状況をいろいろ分析してございます。そういった中で、現状進められているものとしては、1つ新しい考え方といましては、ただ単に、例えばインフラの機械なり設備なりを売っておしまいにするのではなく、ちゃんとマネジメントも含めた、いわゆるO&Mと申します、そういったものを含めてしっかり売っていくようにしようじゃないかと。そういったサービスフィーですね。それから、申しましたように質の高いインフラというものも、実はそういったものに寄与してまいります。どうしても安くて悪いものをぼんと売られて、足下は助かるかもしれないけれども、結局そういったものは高くつくよといったことをしっかり訴えていくというのも一つのやり方でございます。

また、逆に言うと、仮に日本企業全てが受注するとなると、どうしても高くなってしまいますので、その中において例えば現地の企業、特に土木作業といった、そういったものにつきましては現地化していくのも大切でございます。ただし、そんな中にあっても日本のコアの技術のところだけはしっかり、ここを注入していこうと。これをコアジャパンと申しておりますが、そういったものに絞って、しっかりと付加価値を得ていこうと、そういった取り組みもされておるところでございます。

○持永委員 御説明ありがとうございました。先ほど御説明の中にもございましたけれども、JICAさんのホームページを拝見しまして、PDAサイクルですとか事後評価、特に先ほど説明資料の21ページにもございましたけれども、ここに総合評価B評価のものが事例として掲げておられますけれども、確かに現地国の経済状況が立ち上がらないということ踏まえて効果がなかなか出にくい場合もあり得るわけで、逆に言うとホームページの中の事業の事後評価を拝見して、非常にそういう意味では正直な評価、ですから将来につながるような評価として出されているというのも拝見して、JICAさんの事業のガバナンスを有効に効かせていること、また、外部に発信して透明性を高めておられること、よく理解できました。

ただ、今度は財務省の立場としての御説明の中で、やはり残念ながら今の状況、低金利政策ですとかSTEPの逆ざやでなかなか業務運営が難しい、さらに金融機関と違って、じゃ多角化をして、何かJICAさんとしてほかの収益を得ればいいじゃないか、これはやはり独立行政法人としてなかなか難しいということも理解できるわけですがけれども、その中で先ほど出資金、さらに逆ざやにどちらかというに近いような形でお話をされたんで

すが、独立行政法人のJICAさんの事業を今後安定的に継続していく、そのためには財務的な健全性を担保しなければならないという中で、効率性もしくは総合的な効果を得るために、例えば金銭的な金額というよりも、よくモノの消費からコトの消費というのがありますけれども、先ほど御説明の中にもありました日本としての技術的なノウハウですとか、医療のノウハウですとか、実はそういうノウハウのほうが今ですとプライスレスで、普通のモノとしての提供より、インフラとしての提供より大きいかもしれないという中で、資金的にはちょっと苦しいという中で、こういう効果を発揮するために何かそういう議論をなさるか、モニタリングなさるか、その辺の御苦労というのはいかがでしょうか。

○河邑開発政策課長 まず私のほうから御説明させていただきますが、特に現場の苦労といったものなどは、本日JICAのほうからも来ていただいておりますので、そちらのほうから御説明を差し上げたいと思います。

おっしゃるとおりでして、なかなかこれまでJICA、特に日本の円借款と申しますのは、非常にほかの国と比べましても、いわゆるインフラ系、特に運輸でございますとか治水といった、こういうモノを対象としたものが多かったわけでございます。国によって実は得意分野は違いまして、例えば国際保健分野に非常に強い国もあれば、例えば食料支援といった、そういったものを一生懸命やっている国もあるわけでございます。こういった中で、日本の円借款というのはこれまで、やはり日本が途上国だったところからどのようにして経済発展を遂げてきたのか、このためにはインフラが必要でしょうと。そういったことで、これをお助けするといった形で来たわけでございます。ところがなかなか、同じようにそういうふうにして育ってきた国も増えてきておりますし、逆に日本自身の強みというものも、ただ単に高度成長を成し遂げましたということではなくて、課題先進国として、例えば高齢化等にどう対応しているのか、これは日本が最も、一番、世界で最先端でございます。そういう意味では途上国が向き合うべき課題、そういったものを、課題を解決できるようなものをJICAも提供していくと。おっしゃるとおり、そういうモノからコトへというふうにとれだけ転換していくかということが、私どもといたしましてはこれからの援助の在り方として追求すべきだというふうに常々議論しているところでございます。

もしよろしければ、JICAさんのほうから。

○平田独立行政法人国際協力機構財務部長 ありがとうございます。私、バングラデシュに去年7月までいたものですから、バングラデシュを例に御説明したいと思うんですけれ

ども、先ほど供与国が、2010年から表がありましたけれども、2010年と2018年を比較して、急にバングラデシュが飛び出ているわけでございます。これは何かというと、2014年に安倍総理とハシナ首相が相互に訪問されて、包括的なパートナーシップを結ばれて、その中でベンガル湾に産業ベルトを造ろうと、非常に大きな構想を立ち上げられました。それに基づいてマスタープランをJICAはやったんでございます。担当する大臣を鹿島臨海工業地帯にお連れして、港を中心としてこういった産業地帯を造れるんだと。それを御覧いただいて、そのマスタープランに基づいて、港を中心としていろいろなインフラを造っていくというようなことをやってございます。ですので、そういう大きな構想の中から、金融、円借款の支援をしていくというところが何とかほかの国との競争に勝つ知恵なのかなというふうに思っていますし、相手国もそれを求めているのかなというふうに思います。タイでも東部臨海工業地帯を、インフラを整備して、あそこがまさに自動車の生産地帯になったわけですが、バングラデシュにおいてもそういったものを目指しております。また、ダッカに今3つの都市交通を造っておりますけれども、フェリカで決済できるようなことを提案いたしまして、フェリカのデータに基づいたいろんなサービスを提供できるようなことも提案をしております。この様な形で、インフラプラスいろんな付加価値というのを御提供し、何とかほかのドナーとの競争に勝ち抜こうとしているところでございます。

○山田委員 JICAさんがやっている活動とか、非常に素晴らしいと思いますし、こういった報告書を見てもいろいろと、評価なども御苦労されているのかなというふうに思いますが、やっぱり釈然としないことがあります。例えば表の、これは41ページと言えいいんですか、資料の9ページでいいのかな、JICA有償資金協力部門の当期損益の推移というのがあります。赤い線グラフは当期総利益であると。一般企業で言うところの当期純利益、税引後当期純利益的なことなのかなとは思いますが、JICAさんの年次報告書を拝見しますと、損益計算書を見ますと、当期総利益が例えば2020年3月期ですと31億の利益が出ているんですけど、実はその前に前中期目標期間繰越積立金取崩額というのが44億あったおかげでプラスの31億なのであって、その前の、純粹にその期間だけを見る当期純利益で言うと、実は損失でマイナスの13億であると。さらに言うと、2020年3月期は、僕らは会計士なんですけども、いわゆる企業って経常といいますか、経常利益、経常損失でその事業のよしあしを判断すべきだと思うんですけども、JICAさんの場合、2020年3月期だと経常損益、経常損失が13億出ていますと。前も大体そのパターンで、最

最終的に取崩額があるから利益が出ているというふうにこの表にもなっているんですけど、実際のところ、例えば経常レベルで言うとうどうなのかなと。ずっとプラスなんですとかというところ。僕がざっと見た限り、何かマイナスのように見えてしまうと。この議論というのは当然、中長期的な財務健全性という話をするのであれば、こうやって利益が出ていますよだと大丈夫だという話になっちゃうんですけど、経常レベルで見ると、それはどうなんだろうというのがまず思います。

今回、そもそも論点、議論が一般会計の出資金の話ですので、逆ざやの部分を手当てしますと。今後、過去の高金利がなくなっていくので、逆ざやの分が増えていくことも予想されると思います。なので、それは国民の税金ですと。税金が増えることが予想される、かつ経常損益で言うと赤字が続いている、じゃ本当に健全性、どんだけ頑張るんですかという方向性がちょっと見えてこないかなというふうに僕は思っていて、当然この議論は一般会計の出資金の話ですので、その議論までやる必要はないと思うんですけど、JICAさんが今後もこういったいい活動を続けていくためには、JICA自身の努力、自助努力、当然経常が赤字だとすると、やることって収入を増やすか、経費を減らすかしかないんですけども、よりコストの削減が必要じゃないかというのがある一方、収入を増やす手段ですね。JICAにはJICA債というのものもあるわけですし、今JICA債は個人向けにも販売していますけど、JICA債って当然、機関投資家が買うのが多いと思いますが、個人向けもやっていますと。僕、何か言っていること、違っていましたか。

○河邑開発政策課長 1点だけ、御覧いただいている財務状況のところでございますけれども、恐らく御覧になっているのは、一般勘定のほうを御覧になっているんじゃないかと。実は完全に分離していますので、有償資金協力勘定のほうを御覧いただければと思います。

JICAの、いわゆる一般勘定というところは、これは無償資金協力でございます。

○山田委員 赤字になっているところですね。

○河邑開発政策課長 そっちは基本的にそういうものでございます。そこでお金で稼いでいると申しますよりは、やっておりますのは、いわゆる無償資金協力、技術協力でございます。

○山田委員 それは赤字になっちゃうということですね。

○河邑開発政策課長 はい、どうしても、これは金利収入があるようなところではございません。これに対して有償資金協力勘定というのを見ていただきますと、経常費用、経常収益と、こういった形で出ている、ここのところを御覧いただくと、この部分だけを御

覧いただくという形で、これは完全に別勘定になっていますので、この部分が有償資金協力勘定としての財務の健全性を見ていく上での一つの基盤かなというふうに思っております。

○山田委員 了解しました。経常の赤字の部分は一般勘定だけだということで、有償資金の今回の議論とは外れるので、これは撤回しまして、出資金が今後増えていくだろうという話に論点を絞りますと、JICA債の積極的な資金調達手段の多様化とかがないと、ある種の自助努力がないと国民が、出資金が今後増えていくことに果たして納得するのかわかるころはあると思います。つまりJICAが一生懸命努力しているんだけど、どうしても逆ざやがひどく発生してしまうから税金に補助をさせてくださいというのが多分趣旨だと思います。JICA債とかを見ている、分からないですけど、法律的に気にされているのかもしれませんが、個人的には、例えばプロジェクト別のJICA債の発行、あるいは医療関係に力を入れますというJICA債だったりとか、もしかしたら国別ですよ、この国を助けるJICA債とか、そういう国民にとって分かりやすい資金調達手段というのがもっとあってもいいのかなと。要は、それがたくさん売れている、例えばJICA債がいっぱい購入されるということは国民の支持なわけですから、そういうのは積極的にできるとか、そういうJICA独自の動きというのがもっとあってもいいのかなというのは今までの議論の中で思っております。でも、法律的に駄目なんですかね。結局、国の事業って国民の支持がどれだけあるかだと思うので、そういうアピール手段の問題なのかわかりませんが、今のところ、JICAの評判って、いいと思っております。すごい極論を言いますが、本当にこれは役立っているのかどうかって国民にどこまで伝わっているんだろうなというのが、ちょっと感じているところではあります。

○田中審議官 ありがとうございます。まだ御議論尽きないところだと思いますけれども、御質問、コメントを引き続き頂きたいと思いますが、お手元のコメントシートの御記入をそろそろ始めていただければ幸いです。

○河邑開発政策課長 山田先生の御質問、少しお答えさせていただきますと、現状、JICAの、申し上げましたとおり、これは当然でございますけれども、出資金自体は収入と申しますよりは資金調達でございますので、出資金が入ったからといって何かその部分が直接収益になるわけではない、これは当然でございます。一方で、出資金でございますと、いわゆる調達金利というものはゼロであると。そういった意味で一番有利な資金調達のうちの一つであると考えられます。

その上で J I C A 債、J I C A が現状どういった、ほかの大部分の資金調達には財融、財投からの借入れでございます。財投の借入れ、主にこれの条件がどれぐらいかということで、大体逆ざやがどのぐらいかで決まってくると。実は足下を見てまいりますと、J I C A 債も発行しておりますけれども、J I C A 債の発行条件と財投金利、財投からの借入れ、どちらがよいかというと、実は大体において若干財投からの借入れのほうがよいというわけで、そういう意味では出資を全部やめて J I C A 債に変えてしまうと、現状では大変申し訳ないながら財務状況は悪化するということになる。一方で、逆ざやの発生要因というのは、恐らく J I C A の P L を私ども見てまいりましても、収益、損失のほぼ全てが金利関係でありまして、もちろん頑張って J I C A 自身の経費を削減もしなきゃいけないわけですが、何と申しまして最大経費は金利、利払いでございます。この利払いとその利差をどう獲得するかと。その利差というものが、どうしても J I C A という事業の特殊性から、一般の O D A であっても極めて低金利であるし、これは順ざやであったとしても。一方で、政策的な要求として逆ざやがどうしても発生すると。これをどうするかというのが我々非常に悩ましい問題でございます、なかなか J I C A 債を、実は毎年大体 600 億円ぐらい発行しておるわけでございますけれども、これは資金調達手段と申しますよりは、どちらかと申しますと、しっかり投資家の皆さんに見ていただくためのものとして捉えているというのが現状でございます。

○山田委員 ありがとうございます。もちろん出資金を減らせという話をしているわけではないので、本当に姿勢の問題だと思っております。特に J I C A とか、支持している、外交を頑張れという方はたくさんいらっしゃると思うので、財務省さんがいらっしゃるのあれですけど、J I C A 債に関しては税金をかけないとか、何かそういう税優遇があっても、あと、N I S A に入れていいとか、何かそういう活動があってもいいんじゃないか、要は今回、中長期的な財務健全性の論点なので、中長期的に財務健全性は大丈夫ですかねという話になっている以上、今のままじゃ駄目だよねというところからアイデアとか今後どんどん出てくるといいかなというふうには思っております。

○河邑開発政策課長 いろいろとありがとうございます。しっかり考えさせていただきたいと思っております。

○尾花委員 論点 1 の「J I C A 有償資金協力事業の政策的ニーズに応えつつ」というところから御質問をさせていただきたいと思っております。O D A 政策のすごく難しいと感じるところは、国民に直接見えない途上国の経済開発とか、日本でも子どもの貧困が問題になっ

ているのに途上国の貧困削減という利益のために納税者である国民がお金を出さなきゃいけないというところが非常に説明しにくく、その説明としては、これによって国益が守られているんだということが立証できることこそ、予算の執行のアカウンタビリティが保たれているということだと感じています。そのときに国益をどう定義するのか、それはもちろん世界の諸国の経済関係の維持、拡大、進化だということだとは思いますが、そういう目的達成を立証するのは難しいので、少なくともこの外部事後評価が適正であるというところが国民に対する説明の一つだと考えているのですが、先日頂きました2020年JICAの年次報告書に出ている外部事後評価をさせていただいている業者をいろいろ調べたところ、ほとんどがJICAを主要な取引先としている業者であるという点で、その取引先の事業を下請が公正に評価できるのだろうかというところを財務省としては国民の代わりにモニターをしていただかないといけないのかなと感じた次第です。その点について、どのような方針を持っておられるのかということをお教えいただきたいのと、さらに調べますと、JICAの中に事業評価外部有識者委員会というものがあるように承知しておりまして、そのメンバーが1回前の期の中には、9人のうち1人がJICAと取引をしている業者の代表の方であって、現在は10人のうち3人がやっぱりJICAと取引をしている業者の方だったように承りました。確かにJICAの事業を知っている方こそ事業評価を適正にできるという部分もあるとはいえ、投資家としての国民、その代理人としての財務省としては、その評価が適正に行われるように、どのように気をつけておられるのかと、そういうことを教えていただきたいと思いました。

○河邑開発政策課長 御指摘いただき、ありがとうございます。外部評価をいかに、おっしゃるとおり中立的、客観的なものにするかということ是非常に大きな課題だと思ってございます。私どもは、これがお手盛りと言われてはならないというふうには、大変そういった問題意識は共有してございます。この評価自体でございますけれども、まず事実関係を申し上げますと、評価基準をどう設定するか、これは非常に大事でございます。国益というものをどのように評価するかということ、これはなかなか難しい論点でございますが、私どもとして使っておりますのはOECDが使っております国際基準に基づいて、これを評価基準としようじゃないか、最も客観的なものであろうと考えているわけでございます。その上で、具体的な細則につきまして、御指摘のございました事業評価外部有識者委員会のほうにお願いして、この評価基準を作ってください、まずそこで1回目の縛りがかかります。その評価基準を使った上で、個別の評価を行っていくわけでございます。これは評

価を外部の会社に委託をしている、これは先ほど御指摘のあった、この中に J I C A との取引関係もある会社が含まれているということも先ほど御指摘いただいたとおりに思います。一方で、外部評価委託先を選ぶ際に、これが恣意的にここにやってくれとって委託しているかという、必ずしもそういうわけではございませんでして、これ自身は一般競争入札にかけた上で手を挙げた社が、公募していると。なかなかその中で、J I C A と一切の取引がないものは排除するといった基準にするかどうかということになるんだとは思いますが、一方で、ある程度の、非常に特殊な世界でもございますので、これを知っているところでなければ、なかなか評価もできないでしょうと。いきなり何も知らない人から評価されても困るといった部分もあるのかなと思います。その上で、最終的に出てきた評価というものをもう 1 回、外部有識者委員会のほうで審議した上で公表していくといったこと、これが事実関係でございます。ただ、御指摘もございましたので、どのようにしてこれが国民からの疑念を一切持たれることのない、客観的、中立的なものであるかということについては、しっかり検討していきたいと思えます。

○河村委員 論点 2 の「国際機関との連携」の関係で、最近の動きについて教えていただければと思うんですが、資料の 50 ページというか、18 ページのところ最近の G 20 とかでの D S S I ですか、債務支払猶予イニシアティブ後の債務措置に係る共通枠組を御説明くださっているんですが、これは要するにパリクラブにもともと入っていたような国と、それから中国のような入っていなかった国があって、この手の国家がお金を国際社会から、その国から借りたときに、返すのが難しくなったときに、じゃ誰がどういう条件でそれに応じてあげるかという、恐らくそういう話なのかなというふうに理解します。円借款とは全然別の話ですけど、例えば 7 ～ 8 年ぐらい前にアルゼンチンが国債デフォルトしたときに、要するに、よその国がみんな足並みそろえて何割減の元本カットに応じようといったときに、それに応じないで、自分だけ 100% 取り返そうとするような、何かヘッジファンドみたいなのがいたりして結構問題になった、集団行動条項を入れるべきだとか、そういう動きがいろいろあったと思いますけど、それと同じようなことなんじゃないかなというふうに推察しますが、それでいいかどうかということと、あと、ここでお書きくださっている中国を含む非パリクラブ国がこの枠組に入ってくさったということはすごい大きな前進だと思うんですが、ただ、ここで「一方」というふうに書いてくださっているのは、「民間債権者は、公的債権者とは別個に交渉」と。「中国が民間債権者と分類する国家開発銀行の債権データの捕捉が課題」というふうに書いてありますけど、要するに、

中国はこの枠組には入ってくださったけれども、CDB、国家開発銀行として途上国に借款された分というのは別の枠組で返してちょうだいというふうに言おうとしている、そういうことなんでしょうか。すみません、差し支えのない範囲で結構なんですけど、分かりやすく教えていただけるとありがたいです。

○河邑開発政策課長　まさに私ども、現在これに一番取り組んでおる時間が長いといっても良いぐらいのものでございます。要は1つの国が債務救済を受ける、例えばこれを会社における民事再生等と比較いたしますと、非常に違うものというのは裁判所といったような外の存在がないわけでありますので、いわば私的救済のような、和議のような形で進めざるを得ないわけでございます。その際の一つのルールというのがこれまではパリクラブという、先進国が加盟する中で情報を共有し合い、なおかつ、どのようにすれば債務の脆弱性が解消されるかということは、IMFや世銀といった専門家の国際機関の分析を踏まえて、みんなで基本的に同じ割合で公平に負担をしましょう、これがパリクラブ原則でございます。一番大きな問題は御指摘のとおり、この中に新興国というのが、特に中国もインドもそうでございますけれども、非常に国際的な金融の枠組の中で大きな力を持つようになってきたわけですが、これらの国々がパリクラブには加入していないという問題があって、こういった中でどうやって国民の皆さんに御説明のできるような、中国なり、インドといった新興国も含めた上で公平な負担をしていくということが確保されるかというのが非常に大きな問題でございます。これがようやく昨年11月、G20という枠組の中で1つの枠組を作ったと。これは私どもとしても非常に大きな進歩だと考えております。ただし、これをしっかり、これから実施段階にいくわけでございますが、果たして約束したとおりに実施してくれるかどうかということをお我々もしっかりモニターしなきゃいけないというのが一つございます。

もう一つは、ここに書いてございます、いわゆるCDBという、民間債権者問題というのがございます。パリクラブの枠組の中におきましては、基本的には民間債権者との交渉というのが債務国に行ってもらうわけですが、ただし、その際に債務国に対しては、我々公的債権者が提供した債務救済と同等以上の救済を求めろということになっています。ですから、同等以上の救済を民間債権者に求めることが我々が債務救済を行う条件であります。こういった形の中で、民間債権者に対して一定の手当てを、ある意味で間接的ではございますが、している。この中で一部の、中国のここに書いてございます金融機関につきましては、我々から見てどうも公的金融機関のように見えるのだが、彼らは民間金融機関であ

ると言っていると。これ自体は最終的にはなかなか難しい点でございますが、せめてこの中でしっかり、民間債権者の枠組にするのであれば、同等以上の負担をしてもらうということをしつかり要求していくということではないかなというふうに思っております。

○梶川委員 今日御説明ありがとうございました。基本的に財務省さんのお役目としては、JICAの運営に関して一定のリスクバッファの資金を拠出されるというところだと認識はしています。その中で、財務の健全性維持というのは一番大きなモニタリング機能を持っておられるという部分だと思うんですが、いわゆる今が健全であるかどうかという状況についての何らかの御説明って、僕ちょっと探しづらかったんですが、先ほど有償資金勘定のバランスシートだけ見ますと、十数兆円の貸し付けと8兆円の出資金があって、どういうふうに読み取ればいいのかということ、ちょっと国民的な分かりやすい立場で、これは健全なんだろうか、それとも実は内在する今後の変動を追い切れていないということもあるのかというような、何かそういう、普通の財務諸表の開示という意味ではないんですけども、出資というか、その部分の金額の相場観というものをちょっと教えていただければというか、何かそういう説明方法が、開示が行える可能性があるのかなというのはちょっと感じたところなんですけれども。すみません、長くなりまして。

○河邑開発政策課長 足下の財務状況が不健全かどうかと言われますとなかなか、これは不健全ですと申し上げる状況には多分、なかなかそういうことを私どもが申し上げることは難しいかと思えます。確かにおっしゃるとおりでございます。足下の損益計算書につきましては、減少傾向ではありますけれども、当期利益を計上している状況にはあると。一方で、バランスシートのほうを見ましても、純資産というのは比較的、かなり高い部類にあるわけございまして、この1点だけを見ると、例えば1つの大きなショックに対して耐える能力はあるということだとは思いますが。一方で、JICAの損益、過去をさかのぼってまいりますと、非常にいろんなものが見えてまいります。どうしても30年、40年という単位で貸し出しをしておる、また、貸して基本的に10年間は据え置きという、そういう特殊な貸し方をしていらっしゃるございまして。1990年代、80年代の頃の損益計算書は非常に大きな赤字だった時期もございまして。それから、平均の約定金利の現状はぎりぎり、とんとんぐらい、利ざやとして平均のものはございましてから、結構最近、数年前までは全体の平均の約定金利と調達金利の前提としても逆ざやだった、そういった期間も結構ございまして。そういう意味では、金利の変動でありますとか、そういったものに応じて非常に大きな波としてうねって動く、そういう特質を持った財務構造なのかなというふうに私ど

も思っております、今、輪切りにしたところが今年の損益、今年のものでございますけれども、これが今後どう動くのかということも含めた上で、どういうふうに財務の健全性を見ていくのか、それが場合によって将来の日本として行うべき対外援助、円借款の足を引っ張らないものになっているのかどうかということは、そういった面倒を見る必要があるというふうに考えているわけでございます。

○梶川委員 多分そういうことだと思ったものでございますから、ただ、今のだけを見てしまうと、そう思われる可能性もあるので、それほどの御心配、心配はないほうがいいんですけども、何かその辺が少し、あまり心配をおかけするということでもないし、必要に応じた形の出資に近い形が行われているということが、何かちょっと分かりやすい形の御工夫があり得ないかなという気がしたところでございます。

○田中審議官 ありがとうございます。なかなか通常の金融機関とは異なるところもありまして、捉え方というのは難しいことかと思えます。今頂きました御意見、あるいはその他の点、また、末松様からは国際機関との連携という点についてもコメントいただきましたけれども、この点も含めまして、ほかに何かコメントございましたら、頂ければ幸いです。

そういたしましたら、今しばらくお時間を頂きまして、皆様からコメントを一通り頂きましたので集計しております。もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

ただいま皆様から頂きましたコメントシートのとりまとめ、ほぼ終わりましたので、これを踏まえまして、本日とりまとめをお願いしております梶川様から評価結果と主なコメントの御紹介をいただきたいと思えます。

○梶川委員 それでは、評価結果及びとりまとめコメント案を発表させていただきます。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資につきまして、評価の集計結果を御報告させていただきます。「事業内容の一部改善」3名、「現状通り」3名でございます。この結果、「事業内容の一部改善」と「現状通り」が同数になっておりますけれども、評価の結果としましては「事業内容の一部改善」とさせていただきたいと思えます。同数評価の場合には、これが厳しいというのかどうか、改善の内容にもよりますが、厳しい方向で評価結果とさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、主なコメントといたしまして、国内外の経済・金融情勢の変化に合わせ、現状、財務の健全性は維持できていると評価できる。今後、市場金利が上昇局面に入った場合も想定し、財投貸付金金利と円借款金利の逆ざや幅の拡大に備え、財務の健全性を維

持できるように検討しておくべきである。

一般会計出資金が金利逆ざや部分の手当であるならば、今後、出資金が増えていくことも予想される。

日本の国際的なプレゼンスを高めるためにも、JICAの国際協力事業に出資を行うことは、非常に有意義であると認められる。また、JICAのホームページで確認しても、ガバナンス・透明性向上に努めていることが理解できる。

JICAの有償資金協力事業についての情報開示を含めガバナンス機能の強化を促し、財務省としてのモニタリング機能を高めてほしい。

読み上げませんでした。まだコメントをいただいております。コメントをとりまとめ案としてまとめさせていただきます。とりまとめ案、「最近の国際情勢等を踏まえ、JICAと国際機関との連携強化に努めるとともに、有償資金協力事業を戦略的かつ効率的に活用すること。途上国の経済・財政状況の悪化等を踏まえ、JICAの財務の健全性が維持されるよう、融資等に係るリスク管理を強化すること。事業成果や財務状況等についての情報開示を強化するなど、有償資金協力事業の透明性の確保に一層努めること」。

以上、とりまとめ案とさせていただきます。

今の評価結果及びとりまとめ案に何か御意見等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ただいま御報告させていただいた評価結果を最終的に評価結果とし、とりまとめ案をとりまとめコメントとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○田中審議官 ありがとうございました。

ただいまの評価結果を踏まえまして、担当課から御発言があればお願いいたします。

○河邑開発政策課長 大変いろいろと本日は活発な御議論を頂いた上、非常に有益な御示唆も非常にたくさん頂戴したというふうに考えてございます。御指摘をしっかりと受け止めて、さらに改善を進めてまいりたいと考えてございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○田中審議官 担当課からの発言も踏まえまして、行政事業レビュー推進チームといたしましても、しっかりと対応するようフォローしていきたいと思っております。

なお、2つ目の事業につきましても、1つ目の事業と同じく、財務省の事業ではございますが、全省庁的な、あるいは日本国としての外交政策、あるいはインフラ輸出といった大きな問題に関わる事業でございました。こうした事業につきましても、有識者の皆様から

大所高所からの御議論を頂きましたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。

以上をもちまして、本日の行政事業レビュー公開プロセスの点検は一通りの終了となりますが、最後に大臣官房長の茶谷から御挨拶を差し上げたいと思います。

○茶谷官房長 官房長の茶谷でございます。本日はお忙しい中、長時間にわたり大変御熱心に御議論を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。本日は、公務員宿舍建設等に必要な経費とJICA有償資金協力部門への出資の2事業に関して、問題点や課題、改善の方策等について、励ましも含め、多くの貴重な御意見を伺うことができました。財務省としては本日頂いた御意見をしっかりと受け止めまして、今後の予算要求、あるいは執行の改善等にしっかりと反映させていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○田中審議官 それでは、これをもちまして本日の財務省行政事業レビュー公開プロセスを閉会させていただきます。

外部有識者の皆様方には御多用中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後0時00分 閉会